

養育費の受給はこどもの権利です

公正証書等作成の際の、 本人負担費用について補助します

前橋市では、「養育費の安定的な確保支援」及び「ひとり親家庭における子どもの貧困解消」に向けて、養育費確保支援事業を始めます。

公正証書・調停調書等について、本人が負担した費用を補助します（1人1回のみ 上限43,000円）



対象者	<p>前橋市内に居住し、申請の際にひとり親（※）であって、以下の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">（1）養育費の取決めに係る経費を負担している方（2）養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等を有している方（3）養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方（4）過去に同様の補助金を交付されていない方 <p>※異性と事実婚関係にある方は対象外です</p>
------------	---

必要書類

- ① 児童扶養手当証書（証書がない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本）
※離婚日が記載されたもの
 - ② 1) 公正証書作成費用の領収書原本
（宛先・領収年月日・領収金額・取引内容・領収者の住所氏名・領収印の記載があるもの）
2) 調停調書や和解調書作成費用の領収書原本
（収入印紙、切手代、戸籍謄本取得費等が対象。官公庁や郵便局発行の場合には、レシートでも可）
 - ③ 債務名義化された文書（公正証書、調停調書、和解調書等）
 - ④ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード
- ※ 追加で必要書類が発生する場合があります



申請先 前橋市保健センター2F 子育て支援課

※ 申請期限は、文書作成日から6か月以内です

お問合せ先

前橋市保健センター 子育て支援課

027-220-5701（直通）